

## 2025 年米国国際法学会年次大会の報告と考察

## -主にサステナビリティ（環境、人権）と投資関連協定・ISDS の観点から-

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025 年 6 月 2 日号

執筆者:

[富松 由希子](#)[y.tomimatsu@nishimura.com](mailto:y.tomimatsu@nishimura.com)

## I はじめに

2025 年 4 月 15 日から 18 日にかけて、米国ワシントン D.C.において米国国際法学会（以下「ASIL」という。）の年次大会（以下「本年次大会」という。）が開催された。本年次大会は、いわゆる「トランプ 2.0」による相互関税交渉が進行中のタイミングと重なった。バイデン政権下で開催された 2024 年の年次大会では、WTO や経済連携協定・自由貿易協定（CPTPP 等）を含む国際経済法、ビジネスと人権をめぐる議論も活発に展開されたのに対し、本年次大会では、これらのテーマは相対的に後景に退き、投資家対国の紛争解決手続（Investor-State Dispute Settlement (ISDS)）における仲裁（ISDS 仲裁、投資仲裁）を含め、環境及び気候変動とそれに関する人権（以下「気候変動等」という。）の議論が一層の注目を集めていた。

本稿では、本年次大会の特徴や議論を紹介の上、特に気候変動等の観点から、グローバルに事業を展開する企業に有益と思われる情報を提供する。

## II 欧米におけるサステナビリティ政策の動向と本年次大会の意義

トランプ大統領は 2025 年 1 月の就任初日から米国の環境・エネルギー政策を大きく転換し、「国際協定は米国に不当または不公平な負担をかけてはならない」としてパリ協定を離脱の上、途上国への気候変動対策資金の撤回、国内の環境規制の緩和や化石燃料を推進している<sup>1</sup>。また欧州においても、近年は政治主導のもとで、気候変動対策及び人権デュー・デリジェンスの推進が進められてきたが、欧州委員会が 2025 年 2 月にサステナビリティに関するオムニバス法案を公表し<sup>2</sup>、EU 企業の国際競争力を高めることを目的としてサステナビリティ関連規制の簡素化に向けた議論が始まった。人権デュー・デリジェンスについて定める企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（以下「CSDDD」という。）についてもその対象となっている<sup>3</sup>。

このように欧米、特に米国でサステナビリティ規制に逆風が吹く中、本年次大会において環境や人権を含

<sup>1</sup> [トランプ米大統領、パリ協定からの離脱など定めた大統領令に署名\(米国\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

<sup>2</sup> [Commission simplifies rules on sustainability and EU investments](#)

<sup>3</sup> [欧州委員会のオムニバス法案パッケージ：CSDDDに関する要点とDD実務への影響 | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ、藤井康次郎、木村響、長岡隼平「EU オムニバス法案の概要—人権・環境・サステナビリティ規制の最新動向」NBL No. 1289 \(2025 年 5 月 1 日号\) 9 頁参照。](#)

む国際法に関する活発な議論が展開された背景には、現米政権による場当たりの制裁政策、領土的野心を容認する姿勢、さらには取引主義的な外交手法が、国際社会における米国への信頼を著しく損ねているとの危機感があると考えられる。またその結果として、同盟関係や国際機関の信頼性が低下し、権威主義体制の台頭を許す余地が広がっているとの認識が、多くの参加者の間で共有されていたように思う<sup>4</sup>。

### Ⅲ 気候変動に関する国際法廷の議論の積み重なりと、重要な勧告的意見

本年次大会では、気候変動について特に活発に議論されていた。これは、国連海洋法条約締約国は、人為的な温室効果ガス排出による海洋汚染を防止・削減・制御するためにあらゆる必要な措置を講じるデュー・デリジェンス（相当の注意）義務を負っており、その必要な措置を講じるにあたっては、パリ協定締約国が定める、産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇を 1.5 度に抑制するという目標を考慮しなければならないとする、2024 年 5 月 21 日に国際海洋法裁判所（以下「ITLOS」という。）が出した「小島嶼国委員会により付託された気候変動と国際法に関する勧告的意見の要請」（第 31 号事件）に関する勧告的意見に端を発したと思われる<sup>5</sup>。

そして、本年には、2023 年 3 月 29 日に国連総会が採択した「気候変動に係る諸国の義務に関する国際司法裁判所への勧告的意見の要請」<sup>6</sup>に基づく国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見が出される見込みである。この勧告的意見では、国際連合憲章、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、パリ協定、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）、デュー・デリジェンス（相当の注意）義務、世界人権宣言に基づく権利、環境への重大な損害の予防原則、海洋環境を保護し保全する義務を特に考慮して、温室効果ガス的人為的排出から気候システム及び他の環境部分を保護するために、国際法の観点から国家の気候変動対策に関する義務を明確にするとと思われる。

また、米州人権裁判所（以下「IACtHR」という。）においても、2023 年 1 月 9 日にチリ及びコロンビアが要請した<sup>7</sup>、気候変動が人権に与える影響や、気候緊急事態による被害の影響を最小限に抑えるために国家が負う法的義務等に関する「気候緊急事態（Climate Emergency）と人権に関する勧告的意見」が出される見込みである。

本年次大会において、これらの判断はいずれも法的拘束力のない意見ではあるものの、気候変動に関するデュー・デリジェンス（相当の注意）義務をはじめとする国家の義務を明確にする点で、非常に意義が大きく、特に国際司法裁判所の勧告的意見は先例的扱いがされたり、慣習国際法の形成に大きな影響を与える可能性があるとの指摘がされていた。

気候変動は人権にも関連するとして上で、気候変動に関する国のデュー・デリジェンス（相当の注意）義務の存在と内容を示すような勧告的意見が出される可能性があるとの指摘もされていたことを踏まえると、上記の勧告的意見は、気候変動と人権に関する各国の政策や法規制、裁判所や仲裁廷による司法判断に間接

<sup>4</sup> 本年次大会のセッション “Late Braking Panel: The Trump Administration and International Law 2.0: A Conversation with Harold Hongju Koh”における議論に基づく考察。

<sup>5</sup> ITLOS, [Advisory Opinion](#), para 243、翻訳等は、佐古田彰「[【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第 31 号事件）勧告的意見（1）](#)」、西南学院大学法学論集第 57 巻第 1 号（2024 年 8 月）参照。

<sup>6</sup> [United Nations, General Assembly, A/RES/77/276](#)、日本の口頭陳述については、[100766816.pdf](#) 参照。

<sup>7</sup> [https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/non-us-case-documents/2023/20230109\\_18528\\_petition-2.pdf](https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/non-us-case-documents/2023/20230109_18528_petition-2.pdf)

的ながらも少なからず影響が及ぶと考えられるため、グローバルに事業を展開する企業は特に注視が必要である。たとえば、環境や人権に関する国のデュー・デリジェンス（相当の注意）義務の一環として、国・地域レベルで、CSDDD や CSRD<sup>8</sup>のような人権や環境に関する法規制が導入されることもあり得る。そして、投資関連協定<sup>9</sup>やエネルギー憲章条約によって海外投資の保護を受けるためには投資先（投資受入国）の国内法の遵守が求められ得るところ、投資関連協定に適合的な気候変動や人権に関する法規制に違反する場合には、投資関連協定やエネルギー憲章条約の保護が受けられなくなる可能性もある。

このような観点からも、企業は、投資受入国の国内法規制を適時的確に把握し、遵守していくことが求められる<sup>10,11</sup>。

## IV 投資関連協定・ISDS と気候変動

ASIL は、本年次大会において、気候変動と投資関連協定等に基づく ISDS に関するタスクフォースを立ち上げた。気候変動に関連する投資仲裁に関する実体及び手続的論点を分析し、2027 年には全ての投資仲裁関係者に有益で包括的な報告（コンメンタリー）を発表する予定であるとする。投資仲裁は、適用のある投資関連協定のみならず、一般国際法（慣習国際法を含む。）にしたがって判断されるところ、上記Ⅲ記載の勧告的意見は、一般国際法ないし事実として投資仲裁判断にも少なからず影響を及ぼすことが予想されている。そのため同タスクフォースは、上記の勧告的意見を踏まえて報告を発表すると思われる<sup>12</sup>。

投資関連協定に関しては、国連人権理事会により任命された「民主的かつ衡平な国際秩序の伸長に関する独立専門家」が、2015 年に、投資関連協定は、人権や環境保護のための国家の規制権限を制約しており、人権や環境に関して悪影響を与えるとの懸念を表明した<sup>13</sup>。たとえば、気候変動対策のために国（州や地方公共団体を含み得る。）が法令を制定・改廃したり措置を講じたりする場合に、その規制権限の行使をめぐって当該国に投資する事業者が国に対して数億円から数百億円規模の損害賠償を求める投資仲裁を申し立てる可能性を憂慮し、国が気候変動対策のための規制権限の行使を行うことを躊躇する（以下「chilling effect」という。）との懸念が指摘されてきた<sup>14</sup>。米国型の経済・貿易協定においては、自国の領域内の投資活動が環境、健康、その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める

<sup>8</sup> 企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive）

<sup>9</sup> 富松由希子「投資関連協定とは何か－混乱期を乗り越えるグローバルビジネス戦略としての活用可能性」NBL No. 1226（2022年9月15日号）1226頁参照。

<sup>10</sup> 本年次大会のセッション“A Climate of Litigation: International Courts of the Evolution of Environmental Law”における議論とそれに基づく考察。

<sup>11</sup> その他、投資仲裁において、環境法違反や人権侵害を理由に投資家が責任を負う可能性がある点について、西村あさひ法律事務所国際通商・投資プラクティスグループ編「人権・環境・経済安全保障－国際通商規制の新潮流と企業戦略」（2023年、商事法務）125頁参照。

<sup>12</sup> [ASIL Task Force on Investor-State Dispute Settlement \(ISDS\) and Climate Change | ASIL](#)

<sup>13</sup> [UN expert: UN Charter and Human rights treaties prevail over free trade and investment agreements | OHCHR](#)

[UN experts voice concern over adverse impact of free trade and investment agreements on human rights | OHCHR](#)

<sup>14</sup> 西村あさひ法律事務所国際通商・投資プラクティスグループ編「人権・環境・経済安全保障－国際通商規制の新潮流と企業戦略」（2023年、商事法務）122頁参照。

措置（ただし投資章に適合するものに限る。）をとることは妨げられない旨規定されている<sup>15</sup>。「投資章に適合する限り」という文言が付されているため、chilling effect の観点からは法的に必ずしも意味をもたないとの指摘は従前よりされてきたところであるが<sup>16</sup>、上記Ⅲの勧告的意見や協定におけるその他の規定が投資仲裁の文脈でどのように考慮されるか等、気候変動等と投資仲裁に関しては、タスクフォースの議論及び2027年発表予定の包括的報告書が参考になるとと思われる<sup>17</sup>。

## V 最後に – 本年次大会を踏まえた日本企業への示唆

2024年の年次大会では、WTOや経済連携協定・自由貿易協定（CPTPP等）を含む国際経済法、ビジネスと人権をめぐる議論が活発にされていたのに対し、本年次大会では、トランプ政権がパリ協定からの離脱を決定する等、気候変動対策に後向きな姿勢を示す中、気候変動と人権に関するITLOS並びに国際司法裁判所及びIACtHRの勧告的意見（後二者は本稿執筆後年内に出される見込み。）を踏まえた議論が活発にされていたのが特徴的であった。

日本においても、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」が推進されている<sup>18</sup>。企業の国内外の事業展開にあたっては、気候変動や人権に関する日本や進出先の国や地域の法規制のみならず、国際法廷の勧告的意見等も踏まえ、各国の政策のトレンドを適時に踏まえつつ、事業計画の立案や遂行を行うのが望ましい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>15</sup> CPTPP9.16条、米コロンビア貿易促進協定10.11条等参照。

<sup>16</sup> 西村あさひ法律事務所国際通商・投資プラクティスグループ編「人権・環境・経済安全保障 – 国際通商規制の新潮流と企業戦略」（2023年、商事法務）123頁参照。

<sup>17</sup> 本年次大会のセッション“Navigating Climate Change and Investment Disputes: The ASIL Task Force on ISDS and Climate Change, a Roundtable Presentation”における議論とそれに基づく考察。

<sup>18</sup> [GX（グリーン・トランスフォーメーション）（METI/経済産業省）、日本の排出量取引制度整備の動向（上） | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)、[日本の排出量取引制度整備の動向（下） | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)等参照。